

第41号議案

中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年9月4日提出

中間市長 松下 俊男

中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例

中間市児童遊園設置条例(昭和 63 年中間市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

56	寿町第 1 児童遊園	中間市岩瀬一丁目 94 番地 1
57	寿町第 2 児童遊園	中間市岩瀬一丁目 87 番地 1
58	寿町第 4 児童遊園	中間市岩瀬一丁目 120 番地 7
59	寿町第 6 児童遊園	中間市岩瀬一丁目 53 番地 13

を

」

「

56	岩瀬南町第 1 児童遊園	中間市岩瀬一丁目 94 番地 1
57	岩瀬南町第 2 児童遊園	中間市岩瀬一丁目 87 番地 1
58	岩瀬南町第 4 児童遊園	中間市岩瀬一丁目 120 番地 7
59	岩瀬南町第 6 児童遊園	中間市岩瀬一丁目 53 番地 13

に、

」

「

62	宮の下児童遊園	中間市中央四丁目 4425 番地 8
----	---------	--------------------

を

」

「

62	中牟田児童遊園	中間市中央四丁目 4425 番地 8
----	---------	--------------------

に、

」

「

70	朝霧児童遊園	中間市朝霧四丁目 1061 番地 52
71	通谷 1 区児童遊園	中間市朝霧二丁目 288 番地 16
72	通谷 2 区第 1 児童遊園	中間市通谷三丁目 236 番地 68
73	通谷 2 区第 2 児童遊園	中間市通谷三丁目 1193 番地 29
74	通谷 3 区児童遊園	中間市通谷四丁目 1314 番地 2

を

」

「

70	朝霧第 1 児童遊園	中間市朝霧四丁目 1061 番地 52
71	朝霧第 2 児童遊園	中間市朝霧四丁目 1256 番地 80
72	通谷 1 区児童遊園	中間市朝霧二丁目 288 番地 16
73	通谷 2 区第 1 児童遊園	中間市通谷三丁目 236 番地 68
74	通谷 2 区第 2 児童遊園	中間市通谷三丁目 1193 番地 29

に、

」

「

82	星ヶ丘児童遊園	中間市星ヶ丘 36 番地 215
----	---------	------------------

を

」

「

82	桜台児童遊園	中間市桜台一丁目 48 番地 10
83	星ヶ丘児童遊園	中間市星ヶ丘 36 番地 215

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中間市児童遊園設置条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表(第2条関係) 中間市児童遊園一覧表			別表(第2条関係) 中間市児童遊園一覧表		
番号	名称	位置	番号	名称	位置
1～55	(略)		1～55	(略)	
56	岩瀬南町第1児童遊園	中間市岩瀬一丁目94番地1	56	寿町第1児童遊園	中間市岩瀬一丁目94番地1
57	岩瀬南町第2児童遊園	中間市岩瀬一丁目87番地1	57	寿町第2児童遊園	中間市岩瀬一丁目87番地1
58	岩瀬南町第4児童遊園	中間市岩瀬一丁目120番地7	58	寿町第4児童遊園	中間市岩瀬一丁目120番地7
59	岩瀬南町第6児童遊園	中間市岩瀬一丁目53番地13	59	寿町第6児童遊園	中間市岩瀬一丁目53番地13
60・61	(略)		60・61	(略)	
62	中牟田児童遊園	中間市中央四丁目4425番地8	62	宮の下児童遊園	中間市中央四丁目4425番地8
63～69	(略)		63～69	(略)	
70	朝霧第1児童遊園	中間市朝霧四丁目1061番地52	70	朝霧児童遊園	中間市朝霧四丁目1061番地52
71	朝霧第2児童遊園	中間市朝霧四丁目1256番地80	71	通谷1区児童遊園	中間市朝霧二丁目288番地16
72	通谷1区児童遊園	中間市朝霧二丁目288番地16	72	通谷2区第1児童遊園	中間市通谷三丁目236番地68
73	通谷2区第1児童遊園	中間市通谷三丁目236番地68	73	通谷2区第2児童遊園	中間市通谷三丁目1193番地29
74	通谷2区第2児童遊園	中間市通谷三丁目1193番地29	74	通谷3区児童遊園	中間市通谷四丁目1314番地2
75～81	(略)		75～81	(略)	
82	桜台児童遊園	中間市桜台一丁目48番地10	82	星ヶ丘児童遊園	中間市星ヶ丘36番地215
83	星ヶ丘児童遊園	中間市星ヶ丘36番地215			